

横浜市会議員 望月こうとくの市政レポート

みんなの声の広場 第27号

平成30年1月15日発行

<http://www.khotoku.net> email : info@khotoku.net tel&fax : 045 - 532 - 9089

平成29年第4回定例会 12月5日(火) - 12月19日(火)

今回のレポートでは、今定例会で明らかになった本市の政治課題(民泊条例案)や望月の議会以外の議員活動などについて、ご報告します。

TOPIC どうなる横浜の民泊!?

平成30年第1回定例会にて民泊条例制定へ

皆さま、『住宅宿泊事業法(民泊新法)』が、平成30年6月に施行されるのをご存じでしょうか。同法は、宿泊ニーズが多様化し日本でも、ここ数年来、違法なものも含め民泊サービスが急速に普及する中で、公衆衛生の確保や地域住民等のトラブル防止のため、民泊について一定のルールを定めた法律です。同法では、年間提供日数の上限は180日(泊)としていますが、生活環境の悪化防止のため、合理的に必要と認められる限度において、条例を定めた上で、区域を定めて住宅宿泊事業を実施する期間の制限を行うことを認めています(同18条参照)。

本市が昨年、民間会社に委託して行った調査では、市内で運営が確認できた民泊施設が少なくとも295件ありました。その内、約3割にあたる85件が中区に所在します。ちなみに都筑区は、戸建てタイプ1件、集合住宅タイプ6件の合計7件が確認されています。

こうした状況下、「民泊を実施することで、観光客の宿泊施設の選択肢が広がる。」と本市では必要性は認めています。他方で、「民泊新法の主旨を踏まえた上で、今後生じる恐れのある住宅地(低層住居専用地域)における生活環境の悪化を未然に防ぐとともに、本市の都市ブランドを守る必要がある」との考えに現在立っています。その上で、平成30年第1回定例会中の2月に「低層住居専用地域において、月曜日から木曜日まで(祝日等を除く)は民泊サービスの実施を制限する」条例案を議会に上程し、可決されたなら3月に条例施行につなげたい考えです。

現時点で、当局(文化観光局)より最終条例案がまだ示されていないので私としては、賛否を決していません。ただ民泊新法が認めている制限は、積極的に活用して条例化し、地域住民の静ひつな住環境は守っていく必要があると考えています。

詳細は、市のHP[「横浜市 文化観光局」で検索]などでご確認の上、皆さまのご意見を本市や望月までお寄せ下さい!

市政報告会(タウンミーティング)に是非、一度お越し下さい！



〔前回の市政報告会時に撮影①〕

議員としての活動報告を積極的に行ない、逆に市民(区民)のお声を頂戴するのは議員の責務です。私は議会に送り出して頂いて以来、当レポートを作成し市民にお配りし、駅頭にて活動報告を行い、行政相談をお受けしてきております。また定期的に市政報告会(タウンミーティング)も実施しています。

この報告会は、市政に少しでも関心があり、私たちの住む横浜を共に暮らしやすい街にしていきたいとの思いを持った市民の皆さまなら、支持する政党・党派に関わらず、どなたでも気軽にご参加下さい、のスタイルで開催しています。

私は、特定業界団体(組織)の選挙応援を受けることなく議会に送り出して頂きました。だからこそ、一人でも多くの市民の皆さまに議員としての活動内容や考えをお伝えし、同時に貴重なお声を頂戴することは必須です。加えて言えば、しがらみがないからこそ、どの議員よりも個々の団体も含め、広く市民の声をお聞きすることができると自負しています。そして報告会は、まさに皆さまとそのための相互やり取りを直接する大切な場です。

市政報告会(タウンミーティング)に、まだ足を運び頂いたことのない市民の皆さま、是非、一度、ご参加頂けませんか!!

※ 市政報告会(タウンミーティング)は、開催が決定次第、望月のHPや駅頭活動にて告知しています。また、ご連絡先の分かる方には、郵便にて直接ご案内しております。



〔前回の市政報告会時に撮影②〕

日頃より皆さまに、様々なお声をお寄せ頂いていることに感謝しております。お寄せ頂くお声には、いわゆる陳情があります。お話を伺い、なるほどこれは対応しなければいけないと感じたものは、すぐに対応します。もっとも微力ゆえに直ぐには改善や実現ができず、時間を要するものがあります。完全とはいえないものもあるかと思えます。けれども、そうしたお声を忘れることはしません。本当に改善や実現を果たさなければいけないことは、議員でいる限り当局に真摯な対応を求め続けます。市政に関するご相談事が何かあれば、お申し付けください。



〔センター南駅前ロータリー〕

【現在取り組んでいる各種の陳情対応の一例】

〈視覚障害者の方から〉

市営地下鉄センター南駅前ロータリーの視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)が、色あせし視認性が低下していて、見づらく危険。

〈望月の対応〉

土木事務所と協議し、平成30年から2期(2回)に分けて改善・改修工事实施の予定。

議員活動の成果って何!? ～ 望月のちょっとした目標値 ～

私たち地方議員は、4年に一度、選挙の洗礼を受けます。次の任期を求める限り（次の選挙に立候補する限り）、有権者（市民）からの投票という審判を受けることとなります。

再び立候補した際、各選挙区で定数内〔都筑区は5議席〕の得票を得られ再選できたなら議員として前任期中の働きが一定程度認められたとなるかもしれません。

私は、現時点で市会議員7年目ですが、議員職を任されて以来いつも意識し、考えていることがあります。それは議員活動の成果とは何か、ということです。もっと端的に言えば、何をもってすれば議員の歳費（給与）に値する働きをなし得たか、ということです。

それは、例えば、より多くの陳情の実現をすることなのか、あるいは議会で数多く当局に質問し追及をすることなのか、あるいはその他なのか。はっきり言って、これだという一つだけの正解はないと思います。民間会社の営業マンなら、自社製品をどれだけ売り上げたかを金額で表し、それを一つの成果の目安にできます。他方、活動が多岐にわたってかつ、必ずしも成果を数値化できることばかりでないがために、具体的な達成目標を持たないと、なんとなくに終始しがちなのが議員活動と感ずります。曖昧になりがちなのが議員活動の成果だと思います。

もちろん私自身の議員活動を、そうした曖昧なものにしたくありません。皆さん（市民）に、「あなた（望月）は給与に見合う仕事をしていますか。」と問われた際に、「しています。」と答えられる成果を具体的に出したいと考えています。給与に見合う成果を市民にお返ししなければいけないと考えています。

そこで私が成果の目標値の一つにしていることがあります。それは、当局に効率的で無駄のない事業実施を求める事で節約できた費用を、自分が4年間議員であることによって掛かる経費（給与や政務活動費その他の経費全体）以上にすることです。

当局が何かしらの事業を実施する際に、仮に実施手法や事業者選定その他に、無駄や見直しの余地があった場合、議員としてその問題点をしっかり指摘し改善させることで、事業費を節約させます。例えば1億円の予算の事業が、実施手法を変えれば半額で出来るとしたなら当然、5千万円節約させなければいけません。ただし改善を求める際は、市民から見て行政サービスの低下とはならないよう気をつけます。現実には、例のような簡単な話ではありませんが、市が実施している2千以上の事業は、予算という観点からは、改善の余地があるものがあります。

皆さまからお預かりしている税金を効率的に使い、どんどん節約していく。その合計額が、少なくとも自分が議員であることにかかるとかかる経費を上回るようにする。「この点だけ見て頂いても、自分は給与に見合う仕事をしています。」と言える具体的な成果出す。こんなことも考えながら日常の活動に取り組んでいます。

なお手前みそになりますが、自分なりの計算では前任期は、この目標を達成できたと考えています。現任期は残り1年強ですが、必ず達成できるよう頑張っていきます!!

当レポートは、より良い市政の実現に向けて、市会議員の責務として市政を広報し、市民の皆さまの声を広くお聞きするために、議会終了毎に発行しています。作成と頒布には、政務活動費を充当しています。お届け先（ご氏名とご住所）をご連絡頂ければ、直接ご郵送致します。

ご郵送ご希望の方は ⇒ 045-532-9089 又は info@khotoku.net までご連絡下さい。

【当レポート発行者プロフィール】

横浜市議員〔都筑区選出〕 望月高德（もちづきこうとく）。静岡県出身。本年4月で横浜市在住30年目。早稲田大学政治経済学部政治学科卒。（株）野村総合研究所社員、学習塾経営、専門学校講師などを経て、平成23年4月より現職〔2期目〕。現年度所属委員会は、こども青少年・教育委員会〔副委員長〕、減災対策推進特別委員会、市会運営委員会。

政治を志した原点は、学生時代の新聞奨学生体験。政治信条は、公正・共生・寛容。



“皆さまの声”は、横浜市議員 望月高德 が承ります！

TEL&FAX:045-532-9089 Email: info@khotoku.net

【望月高德政務活動事務所の所在地】

〒224-0003 都筑区中川中央1-24-17-2F

〔市営地下鉄センター北駅1番口よりノースポート側すぐ〕

“皆さまの声”を気軽にお寄せ下さい。

ご記入日／平成30年 月 日

横浜市政や区政、あるいは政治全般について、お気付きの点やご意見があれば教えてください。

ご記入者のご氏名〔 ^{ふりがな} 〕年齢〔 歳〕性別〔男・女〕

ご記入者のご住所〔〒 - 〕

ご連絡先のお電話番号〔 - 番号 〕

Email〔 @ 〕

※ 以上の項目は、すべて任意。可能な項目のみご記入をお願い致します。

※ お寄せ頂いた個人情報は、適正に管理します。

※ ご連絡先のご記入のある方には、望月から回答のためご連絡を差し上げたり、市政報告会などのご案内をする場合があります。